12　旧法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　旧法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　旧法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（旧法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあっては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第九条　旧法附則第十八条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項、第十九条の四第二項及び第四項、第二十五条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項の規定は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法附則第十八条第二項	前項	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	附則第十八条第一項
		平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	十分の八	十分の九	
旧法附則第十八条第四項	○・八	○・九	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	第一項	附則第十八条第一項	
旧法附則第十九条の四第二項	前項	附則第十九条の四第一項	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	十分の八	十分の九	
旧法附則第十九条の四第四項	○・八	○・九	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	第一項	附則第十九条の四第一項	
旧法附則第二十五条第二項	前項	附則第二十五条第一項	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	十分の八	十分の九	

2　前項の場合における新法の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法附則第二十五条第四項	○・八	○・九	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	第一項の	附則第二十五条第一項の	
旧法附則第二十七条の二第二項	前項	附則第二十七条の二第一項	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	十分の八	十分の九	
旧法附則第二十七条の二第四項	○・八	○・九	
	平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	平成二十四年度分及び平成二十五年度分	
	第一項の	附則第二十七条の二第一項の	
附則第十七条第六号イの表(2)	又は第十九条の四の規定（	若しくは第十九条の四又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第二項若しくは第四項の規定（	
附則第十七条第六号ロの表(2)	又は第二十七条の二の規定（	平成二十四年改正前の地方税法	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項の規定（
		地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）	若しくは第二十七条の二第一項の規定（